

学術情報メディアセンター教育クラウド室が設置する学習管理システム の利用に関する細則

〔平成26年10月3日〕
情報環境委員会決定
改正 平成30年3月2日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波大学情報システムの利用に関する規程（法人規程大55号）第14条の規定に基づき、学術情報メディアセンター教育クラウド室が設置する学習管理システム（以下「学習管理システム」という。）の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の資格)

第2条 学習管理システムを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の学生（国立大学法人筑波大学情報システムの利用に関する規程（平成20年法人規程第55号）第3条第2号に規定する学生をいう。）
- (2) 本学の役員および職員（非常勤講師、非常勤職員等を含む。）
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 国立大学法人筑波大学研究員受入規則（平成17年法人規則第53号）第2条に規定する研究員
- (5) その他、学術情報メディアセンター教育クラウド室長（以下「教育クラウド室長」という）が必要と認める者

(利用の申請)

第3条 学習管理システムを利用しようとする者は、所定の利用申請書等を教育クラウド室長に提出しなければならない。ただし、前項第1号又は第2号に該当する者については、この限りではない。

(利用の承認)

第4条 教育クラウド室長は、前項の申請が適当であると認めるときには、これを承認するものとする。

2 教育クラウド室長は、前項の承認をしたときには、利用方法等に係る必要事項について、利用を承認した者（以下「利用者」という）に周知するものとする。

（利用の範囲）

第5条 学習管理システムの利用範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学での教育・研究活動及び業務の支援を目的とした利用
- (2) 利用者による学習のための利用
- (3) その他教育クラウド室長が必要と認めた目的の利用

（利用状況の届出）

第6条 利用者は、学習管理システムを利用する必要がなくなった場合には、遅滞なく、教育クラウド室長に届け出なければならない。

2 利用者は、第4条の規定に基づき利用承認のあった事項について変更が生じた場合には、遅滞なく、教育クラウド室長に届け出なければならない。

（利用状況の報告）

第7条 利用者は、教育クラウド室長から学習管理システムの利用に係る事項について報告を求められたときには、それに応じなければならない。

（関係規則等の遵守）

第8条 利用者は、学習管理システムの利用に当たっては、この細則その他本学の関係規則等を遵守するとともに、教育クラウド室長の指示に従わなければならない。

（禁止事項）

第9条 利用者は、学習管理システムの利用に当たっては、学習管理システムの情報セキュリティを確保し、安全性を維持するために、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 学習管理システムの利用目的以外の利用
- (2) 他人へのアカウントの貸与又は譲渡
- (3) 差別、名誉棄損、侮辱及びハラスメントに該当する情報の発信
- (4) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- (5) 守秘義務に違反する情報の発信
- (6) 著作権等の財産権を侵害する情報の発信
- (7) 通信の秘密を侵害する行為

- (8) 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」に定められたアクセス制御を免れる行為
- (9) 利用の範囲内であっても、学習管理システムに過度な負荷をかけたり不必要なデータを大量にアップロードしたりする等により、学習管理システムの円滑な運用を妨げる行為
- (10) 法令に基づく処罰の対象となる情報の発信、又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- (11) その他これらの行為を助長する行為

(利用承認の取り消し等)

第10条 教育クラウド室長は、利用者がこの細則に違反し、又は学習管理システムの運用に重大な故障を生ぜしめたときは、その利用の停止、又はその利用の承認の取り消しをすることができる。

(損害賠償)

第11条 学習管理システムの利用を承認された者が、故意又は重大な過失により、学習管理システムの障害（又はデータの紛失）等を生ぜしめたときは、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、学習管理システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附記

この細則は、平成26年10月3日から実施する。

附記

この細則は、平成30年3月2日から実施する。